

# 那珂市議会原子力安全対策常任委員会記録

開催日時 令和5年6月9日（金）午前10時00分

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 武藤 博光 副委員長 花島 進  
委員 關 守 委員 大和田和男  
委員 富山 豪 委員 笹島 猛

欠席委員 な し

職務のため出席した者の職氏名

議長 萩谷 俊行 事務局長 会沢 義範  
次長 秋山雄一郎 次長補佐 岡本奈織美

会議事件説明のため出席した者の職氏名（なし）

会議に付した事件

- （1）原子力防災訓練参加者との意見交換会について  
…意見交換会の振り返りと今後の対応について協議
- （2）議員勉強会について  
…実施することで決定
- （3）原子力安全対策常任委員会調査事項について  
…調査事項の今後の進め方等について協議
- （4）原子力安全対策常任委員会視察研修について  
…質問事項の決定
- （5）その他  
…ホームページ問い合わせの回答案について協議

会議資料 別添のとおり

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 おはようございます。

開会前に先立ちまして、本日は雨天の中、原子力安全対策常任委員会ご参集賜りましてありがとうございます。

昨日から関東地区も梅雨入りしたということで、これからまた皆様も健康にはご留意の上、活躍されることを希望いたします。

開会前のご連絡でございますが、本日は、換気のため廊下側のドアを開放しております。会議は公開しており傍聴可能です。

また、会議の映像は庁舎内のテレビに放映されております。発言の際はマイクを使用し、質疑答弁の際は簡潔かつ明瞭にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切

りいただくかマナーモードをお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名でございます。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより原子力安全対策常任委員会を開会いたします。

職務のため、議長及び事務局職員が出席しております。

まず、議長からのご挨拶をお願いいたします。

議長 改めておはようございます。

原子力安全対策常任委員会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

今日は、会議事件は、その他を含めて5件ということで、ご審議のほどをよろしく願いまして、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 それでは、本日の会議案件は、別紙のとおりでございます。

これより議事に入ります。

まず1つ目、原子力防災訓練参加者との意見交換会についてを議題といたします。

去る5月16日に開催いたしました原子力防災訓練参加者との意見交換会については、参加者の貴重なご意見やご要望などをお聞きすることができました。これについて皆様からの意見をお一人ずつお聞きしたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

感想とか思い当たるところございましたらご自由に発言していただきたいと思っております。

大和田委員 私のほうから、この訓練というので、本当に印象深かったのは参加者が集まらないというか。何ですか、動員をかけると言うとおかしいけれども、声かけして何とか集めてという、これやっけても実際、訓練としていかなものかなというのと、果たしてこれは続けていけるのかなと。例えば去年参加した人は、去年行ったからいいべなんて話にもなるし、どんどん参加者も目減りしていくんじゃないかなという不安がありますとともに、この訓練の在り方自体も、何かもしかしたら違うのかなと。一度点検してみることも必要なのかなと。そして参加者を増やしていく、意識を高めていくのが必要なかなと思っておりました。

以上です。

富山委員 会議録の中でも私言っているんですけども、この訓練の意味と意義というものの説明不足が皆さん同じく言っておりました。なぜそこに行かなくてはならないのか、なぜこれをやらなければいけないのかという丁寧な説明が欲しかったというのがお話ししてみても思ったことと、あとこれも会議録で言っていますけれども、要支援者の方々とか、本当にそういう方々じゃなくても、それを演じる方々などがいてもよかったのかなんていうのは、もうちょっと1時間半で準備させられたなんていう話も聞いたんで、リアリティーにちょっと欠けていたかなというのは、私の感想です。

以上です。

笹島委員 私がこの参加者の方といろいろ意見を聞いて、ちょっと驚いたことは、この広域避

難計画ですか。まず関心がなくて、集めるのが大変だったというこの2つかな。それで、私も再度質問したんですけれども、5キロメートル圏内に入っていて、一番被害を受けるところで、一番真剣に考えなければいけないところが、えっそうなんですかって言ったら、そのとおりとは言わなかったか、言ったかは覚えていないんですけれども、非常にショックでした。私は菅谷だから10キロメートルしかないという云々なんてお話ししたんですけれども、そんなに近くにお住まいなさっていて、その広域とか、今言うようなこの災害、原子力災害について関心なければ……、それで一番やはりショックだったのは、参加者を集めるのに、自主的じゃなく、何とかちゃんから頼まれて何とか……、ちょっと待ってくださいと思うくらいに、これはちょっと違うんじゃないかなという、もっと広めなきゃいけない、PRしなきゃいけないとかなんかって話はきれいごとで私言っておしまいにしちゃいましたけれども、本音からいえばちょっと問題じゃないかなと思いました。

關委員 私も笹島委員と同様にちょっとびっくりしたんですけれども、関心がないという発言があったときに、えっと一瞬思いました。やはりその方も言っていましたけれども、行政側のほうの日頃からのPR活動も今後検討すべきじゃないかなというふうに思います。また、本米崎地区に限らず、もうちょっと訓練の対象の範囲を広げてもいいんじゃないかなという気がしました。

以上です。

副委員長 関心がそれほどないだろうと思ったんですけれども、あれほどないとは思わなかった。あれほど関心が薄いというのはちょっと驚きでした。ただ、難しい面があって、1人分かっている人もいましたよね。分かっているというのは、慌てて逃げてもしょうがないという人。あれはやはり原子力関係の人で、被曝のリスクというのはゼロじゃないけれども、何ていうのかな、慌てて逃げる性質のものじゃないということは分かっているという発言でしたよね。

この問題は難しいのは、福島事故のことを考えたって、そんなに頻繁に起きるわけじゃないから、例えばざっと計算したんですけれども、1原子炉で500年に1回という感じなんですよね。そんなことを考えたときに、それに備えるという考えが市民の間に広がっていない。津波なんかだってそうでしょう。場所によっては全然気にしないし、でも昔にこういうことがあったからといって、ずっと脈々とそういうのが伝わっている地区も一方ありますよね。そういう違いがあるかなと思いました。

行政としては、避難計画をつくれということになっているからつくらざるを得なくて、つくるとするにはある程度実効性があるものじゃないとしょうがないと。我々もそう思っているわけなんですけれどもね。だけれども、先ほど言いましたように、まず東海第二が動くかどうか分からない。それから、周辺の方にとっては、さっき言ったようにそんな頻繁に起こるものじゃないから、避難してどうなのっていうのと、何ていうんですかね。避難訓練をしてどれだけプラスになるかというイメージがないんだと思うんですね。ある程度しよ

うがないんだけど、それでも行政なり我々としてはそれなりのことをやっていかないと、本当にいざというときに役立つ避難計画しかつけれないし、その体制も、計画だけじゃなくて、つけれないんで、そこが苦しいことかなと思いました。だから、そのまれなことに備えるということは、私の政治的なテーマでもあるんですけども、それを市民にちゃんと伝えていくということが必要かなと思います。

あと、要介護者のこととかいろいろリアリティーに欠ける話もありましたよね。それはある程度しょうがないと思うんですよ、まだ最初だから。でも、これからどれだけ実際のときに役立つ訓練ができるかという、やはり一生懸命考えていかなきゃいけないんで、防災課にもちゃんと考えてもらわなきゃいけないけれども、我々もそれを支援しなきゃいけないかなと思っています。原発動かないんだったら、そんなことやっていなくていいんですけども、動く可能はゼロじゃないんで、そういう意味で、そっちのほうの丸がさらに半分になるんですけども、考えていかなきゃいけないと思っています。

委員長 各委員からのご意見をまとめますと、基本的にこの避難計画ですよね。避難計画による防災訓練の参加者が非常に減少していて、参加するのも非常に大変で、参加者を集める人はもっと大変だということが分かっております。そしてまた、行政のPR不足というのもあるんですけども、この参加者の幅をもうちょっと広げて、例えば額田とか横堀とか、その周辺まで広げるというのも一つの案なのかもしれない。

あと基本的に、要介護とかの話も出ましたけれども、500年に一度くらいの危険の原子炉の事故ということで、非常にリアリティーに欠けて、なかなか住民の人たちも、本当の緊張感というものが薄かったと、そういうことが会合で分かったかなというふうに思います。

以上、皆様のご意見を集約したのと、僕自身の感想がそんなような形でありますので、これから市民の皆様から出たこのような意見を市長、もしくは執行部に伝えるのがこの委員会の役目だと思いますので、これからも委員会としての意見をまとめていかななくてはならないかなと思います。

この点を含めて次の議題なんですけれども、あと何か本米崎の件でこうしたほうがいいとかああしたほうがいいとかというご意見、特にございませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上のことを踏まえてまとめたいと思います。

続いて、議員勉強会、こちらについては、3月の常任委員会において議会運営委員会に諮ってから議員全員参加での有識者の方々の話を聞くということでした。有識者の方は、副委員長にお願いしているということですけども、いかがでしょうか。有識者の方の人選中。

副委員長 人選中です。

委員長 有識者の方は人選中ということでございます。

ということは、しばらく議員勉強会は行われないうことになるのかな。ということですよ。

副委員長 なるべく早い時期にしたいと思っているので、大体月1回くらいは常任委員会もあるし、このITで連絡もできるので、案ができて当市の都合ができたならばなるべく速やかにという形でやりたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、次回の委員会までには間に合うような形で行っていきたいと思います。

続いて3番、原子力安全対策常任委員会調査事項についてを議題といたします。

今後の大まかなスケジュールといたしまして、9月、もしくは12月までに見解をまとめたいと思いますので、早くも8月、遅くとも11月にはある程度の案を作らなければならないと思っております。また、全議員にもこの旨報告をしなくてはならないかなと思っております。

そうしますと、今回の常任委員会以外にも今後何度か委員会を開催して意見を取りまとめる必要がございます。また、中身についても議論をしていかななくてはならないと思しますので、次の委員会を開催する時期を協議したいと思っております。

次の委員会、いつ頃予定すればよろしいか。7月下旬には視察が入っておりますので、7月にやるとすれば上旬かもしくは中旬ということになると思っております。

大和田委員 7月の頭が産業建設常任委員会の視察なんですよ。

(複数の発言あり)

副委員長 25日ですか、全協。

大和田委員 25日が全協、27日、28日が原子力安全対策常任委員会の視察。

委員長 じゃその合間を縫った適当な時期を委員会開催といたしますので、その節はご参加よろしく願いいたします。

次に、視察研修についてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いします。

次長補佐 事務局から説明したいと思っております。

3月の原子力安全対策常任委員会で新潟県の柏崎刈羽原発及び新潟県庁の視察ということで、7月27日、28日に決定したことは前回の委員会で提示したと思っておりますが、日程のほうがある程度決まりましたので、先ほど通知を出させていただきましたので、ご確認いただければと思っております。

なお、27日の朝は6時20分本庁集合となっておりますので、時間に遅れないようにお願いしたいと思います。

また、刈羽原発の視察ですが、先日運転免許証のコピーを提出いただきましたが、当日の視察のときにも必要になりますので、忘れずにお持ちいただければと思っております。

続きまして、新潟県庁での質問事項ですが、3月の委員会時に、柏崎原発の現状と対応、

新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会でどのようなことを審議しているかということをお聞きしたいということでした。この質問以外に何かあれば、この後協議していただければと思います。

以上になります。

委員長 説明が終わりました。

この新潟県庁での質疑内容なんですけれども、例えばどのようなのが具体的にあるか、ここでいくつか案件があればよろしいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

笹島委員 これ新潟県庁の何課とお話しするんですか。

委員長 原子力安全対策課。

笹島委員 どういうことやっているの。

委員長 原子力が多い地区なもんで、このいろんな稼働に関する市民からの意見とか県民の意見を聞いてまとめる部署だと思います。これ副委員長のほうから。

副委員長 私、聞きたいことは、何を議論しているかというのもそうなんですけれども、専門委員って、那珂市もいますよね、茨城県もいますけれども。新潟県は結構批判的な人を入れているんですよ、原子力発電に。それをどういう経緯で入れているのかとか、それで議論がどういうふう構成されるかというのをぜひ参考にしたいと思っています。

ですから、どんなことを議論しているかというだけじゃなくて、専門委員を幾つかの部会に分かれてやっているみたいなんですけれども、どんなふう選んでいるのかとか、その結果、どんなふうなプラス・マイナスとか、その県の立場でそういう話を聞けたらと思っています。

笹島委員 仕事、何やっているの、ここは。

副委員長 直接やっているというか、うちの課と同じようにいろんな専門委員を、専門検討委員会、正式な名称知りませんが、使って、その中でいろいろ議論させているんですよ。だから、そこがね、ちょっと茨城県よりは深い。だから、彼らが直接何やっているじゃなくて、彼らの下で、下って言っているのかよく分からないけれども、どういう議論を重ねるようにしているか。だから、その議論というのは、官庁の中じゃなくて、専門委員だの何だのの中でどういう議論をして、それをどういうふうに政策に反映させるのかとかいうことを聞きたいんですね。その前提に何ていうかな、どういう人を委員にして、どんな風を選択しているのか。

笹島委員 ちょっと意味が分からないんですけども、その原子力安全対策課だから、今言っていた原子力の安全性とかね、原子力は稼働していないけれども、稼働しているときの、今言っていた安全性ですよ。そういうことをやっている課なの、これ。

副委員長 そうです。

笹島委員 常時ある課なんでしょう、ここは。

副委員長 そうです。

笹島委員 じゃ何やっているの、こんなこと毎日。

副委員長 いやいや、それは基本的には、今の段階では、そもそも動かすかどうかですよ。それからもう一つは、いろいろちょこちょこ、例えば東海第二でもトラブルがあるじゃないですか、動いていなくても。動いていればなおさらね、それに対する聴取とかやっていると思いますよ。

笹島委員 私、何やっているんですかって聞きたいよね。

副委員長 いいじゃないですか、それで。

委員長 認めますよ。

笹島委員 でしょう、ね。不思議だもんね。

副委員長 いや、それは不思議じゃないけれども。まいいや。

委員長 各委員、聞きたいことを前もってあらかじめ検討していただいて、当日、やはり活発な意見交換とかできればよろしいのかなと思います。

笹島委員 これ再稼働の見込みがあるかどうかも聞かないといけないね。一番大事なことじゃない、これ。やはり東京電力としては屋台骨であってさ、今電気代とかが上がる上がらないの要のところだよ、ここがね。東京電力としてはそうでしょう、ここはね。まいいや。失礼いたしました。

委員長 事前にこちらからの意見というものを相手に伝えておかななくてはならないということがありますので、1人1個ずつちょっと言っていただけますか。笹島委員は何のために…

副委員長 何をやっているかって言った。

委員長 何をやっているかということ。

笹島委員 いいんじゃない、それは。

委員長 そうだよな。

副委員長 それじゃ、どのような仕事をなさっていますかとか。

笹島委員 私がさ、アドリブで直接相手へ聞くことだから。

委員長 では質問内容としてね。何かしらもっと……

笹島委員 再稼働というのは当たり障りがないようなこと書いておけばいいのかな、今はね。

副委員長 いや、だから、ちょっとだけ言い方を換えて、どんな仕事をしているかを質問項目に入れたらいいんじゃないですか。そうしたら相手は準備できるから。

委員長 仕事内容ね。

笹島委員 仕事内容。

委員長 1つ目は、じゃ仕事内容はどのようなことがありますか。1つ目ね、仕事内容。

あと2つ目は、各委員1個ずつ何か。

大和田委員 県民のさっきね、委員長が話していたんだから、今の新潟県民の声、近隣市町村、立地市町村の声あたりを聞いていただければいいかな、反応というか。

委員長 いいですね。県民の声、近隣市町村の声はどのようなものがありますかという内容ですね。

副委員長 先ほどの本米崎じゃないですけども、やはり近隣市町村の実際の避難計画、その計画があるのかも含めて、実際に実施しているのかもどうか。

委員長 原発立地地区の避難訓練計画は実際どのような形で行われていますかという内容ですね。いいですね。

副委員長 関連して、計画だけじゃなくて体制がどうなっているのかも聞きたいですね。計画だけで体制がなかったら意味ない。

委員長 そして、付け加えて、その体制はどのようとなっておりますかということだと思えます。

富山委員 私も大和田委員と一緒に、県の方々が感じる、肌で感じる県民の感情とか、どのような、青森行ったときにあの温度差があったので、やはりどういう原発に対する温度感を持っているのかなというのを、新潟県民の方々、近隣市町村の方々、当事者の市民の方々はどのように感じているのかなというの聞いておきたいかなと思うので、ほぼほぼ大和田委員と同じような感じなんです。

委員長 それも付け加えて質問事項といたします。

大体今のような内容でよろしいと思えますので、これをあらかじめ県庁のほうに送付しておきたいと思えます。

あと何か付け加えたいところとかありますか。

副委員長 先ほど委員の選び方については入れていただきたいんですが。

委員長 委員の選び方ね。

副委員長 それから、大和田委員、富山委員が言ったことに関連しているんですけども、県民の声などをどういうふうに把握しようとしているか、アンケートを取るとか、そういうのを何かやっているかどうか、それも聞きたいです。

委員長 アンケートね。

副委員長 いや、だから具体的アンケートじゃなくても、どのように把握しているか。

委員長 なるほど。

笹島委員 嫌らしい質問なんだけれども、何でもとも県庁のほうにこの視察研修行くのかなと思うんですけども。

副委員長 私がまず新潟県を選んだというのは、先ほど言いましたように、県がいろいろ原子力のことを、専門的なことも含めて外部の委員に委託してやっている中で、先ほども言いましたように、批判的な意見を言う人も入れているということです。それは茨城県とか那珂市の専門委員ではないです。何でもかと推測すると、例えば大学とか原子力関係の機関に勤めている方、あるいは勤めていた方なんかをお願いするというのは普通にありますよね。だけれども、残念なことに原子力は学会も含めてある意味で偏っているんですよ。だから、

下手するともうただ推進の意見とか、業界の意向とか、それから自分のプライドとか……、プライドというのは自分たちは原子力でちゃんとやってきたんだみたいなね。そういうのに引っ張られた意見しか出せなかったり、あるいは原子力関係の機関から推薦されて出てきた人なんかは、自分は多少批判的なことを思っているでも露骨に言えなかったりということがあろうと思うんですよね。それに対して批判的な意見を言う人も入れているとなると、やはり議論が少しちゃんとしてくるんじゃないか。

そういうのは本当はどこでもあるべきなんだけれども、あまり見られないので、ぜひその経緯とか、今、具体的にどういうふうに動いているのか知りたいと思ったわけです。

一方、これは県庁だけじゃないですからね、原発を見に行きますけれども、結局、施設に見に行っても、自ら批判的なことを言う施設ってほとんどないですよ。この間、事業所説明でも、日本原電はいろいろ安全にやっていますと言うと突っ込まれるからほとんど言わなかったですよ。だから、そういうのを聞いても、あまり意味がないから。我々は原子力事業者じゃなくてむしろ外側ですよ。だから、そういう意味では、県庁の県の方々とか、そういうところの考えとか何をやっているかを聞いたほうが参考になると思っています。

笹島委員 だから、先ほど言っていた何やっているかだよ、県のほうでね。

副委員長 そうですけども、グロスにとらえればそのとおりです。

笹島委員 そうですよ。それをお聞きして行ってということで。そうすると、東海原発の再稼働と柏崎原発の再稼働ということも聞くわけでしょう。ただ、こちらは今ストップしているのね、柏崎原発も、同じく東京電力管内でね。そうするとこちらもそうですよね。こちらちょっと柏崎原発よりも……、柏崎原発は7基も8基もあって、主力なもんでね。それで、柏崎原発は新しいから。

副委員長 新しいですね。

笹島委員 新しいですね。こっち古いよね、1基しかないからね。ここも無理してまで再稼働させるといふあれでしょう。そういう話も聞いているのかね、そういうのって。また別だから、私のところは私のところしか分かりませんして、関心ありませんとなると、どういふこれね、あれをしたらいいのかな。私ら控えているのは東海第二原発の20年間延長してという、古いものだけれどもという、そういう危険性もあってという身の中の我々で近い場でやって行って、あれ柏崎市からは、原発って市内までどのくらいあるの、あれは。東海村と違うよね。古いということは、こちらは住民が後から寄ってきたところであって、向こうはある程度離れたところで計画にやったとあって、その違いがあるもんね。そうすると、避難訓練もまたタイプが違うのかどうか分かりませんがね。

富山委員 道路が1本しかなくてとか、雪とかそういうので大変なんですよ、柏崎原発は。前、テレビで。

副委員長 雪が降るところだから。

笹島委員　そういう比較もしながら聞いていかないと、我々は東海第二の立地に住んでいるわけだから、ですよ。意味がなくなっちゃうもんね、そうしたらね。ちょっとごめんなさい、独り言でした。

委員長　今の笹島委員の意見をまとめるといって、立地条件の違いもありますよね。あと基数の違い、向こうは7基でこちらは1基。ですから、そのあたりのやはり規模的なものも多分、新潟県においては違うと思いますね、その取り扱う規模が、きっと向こうのほうが大きいはずなんです。ですから、そのあたりのところの情報収集とかもね、聞けるかなと思います。

あと、特になにか、この視察に関しては。

(複数の発言あり)

委員長　日程を見ますと十分余裕のある視察時間なので、向こうへ行ってから十分検討しながらも質問できると思います。

では、この件についてはまとめたいと思いますので、当日よろしく願いいたします。

続きまして、その他の議題なんですけれども、5月17日の常任委員会時にお知らせしたホームページの問合せにつきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

次長補佐　事務局から説明したいと思います。

ホームページの問合せについて、前回の委員会時に協議していただき、事務局で回答案を作成させていただきました。回答案を読み上げたいと思います。

このたびは、那珂市議会ホームページにお問合せいただきありがとうございます。

まず、原発過酷事故時に国、地方自治体の責任は逃れない、責任は電力会社にあり、国が補償する旨の議員のご意見があったが、最高裁判決を踏まえた発言なのかという趣旨のご質問についてですが、委員会での発言は最高裁判決などを考慮したものではなく、原発事故の補償に関する法的な制度について述べたものです。法の枠組みでは、①事故を起こした原発会社に無限賠償責任を課していること、②原子力事業者は損害賠償のために保険に加入することを義務づける、③保険額を超えた損害が生じた場合は国が援助を行うことができるかとされています。ちなみに③の国が援助を行うことができるは、言葉のとおり捉えれば、必ず国が援助することになっているということではありません。

また、その他のご意見につきましては、原子力安全対策常任委員会内で共有させていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。

このようにちょっと回答案のほうを作成いたしました。この後、この回答でよろしいかどうか協議いただければと思います。

以上になります。

委員長　そういうことで、一つの模範解答が出来上がったんですけども、いかがでしょうか。

笹島委員　これは無限に賠償責任あるの。

委員長　そう書いてありますね。

副委員長 そうですね、そう。

笹島委員 破産しちゃったら終わりでしょう。

委員長 保険に入っているから保険会社がやって、それでも駄目なときは国。

副委員長 無限責任があるんですよ、基本的には。それは普通の民事と似たようなもので、要するに損害を与えた賠償責任がある。その損害を与えた法人なり個人が破産しようがなんだろうが、責任はあるんですよ。ただ、破産しちゃったら、結局賠償できないですよ。だけれども、責任がないという話にはならないんですよ。

笹島委員 でも、賠償責任はあるけれども、無限はないでしょう。

副委員長 いや、基本的には無限ですよ。

笹島委員 というふうにならっているの、それ。

副委員長 そう、無限です。

笹島委員 無限って。賠償責任だけじゃなくて。

副委員長 だから、無限という意味は、ちょっとの損害でも無限の損害じゃなくて、損害を評価されて、それを何ていうかな、賠償するという意味です。

笹島委員 一般的にね、無限って使わない、賠償責任を課すという文言はよく聞く……

副委員長 その場合でも、要するに原発の場合は非常に損害が大きくなる可能性があるから、あえて破産するまででいいという話にはならないということを行っているんだと思いますね、無限という意味は。

笹島委員 無限はね。

委員長 笹島委員、マイクつけて。

笹島委員 ごめんなさい。

そうすると、先ほど続きですけれども、損害賠償という、保険加入というのはどこのあれでもあれしていますよね。そうすると、加入しているということは、これそうなんでしょうね。それを超えた場合は国があれするというふうな話になっているの、これ。

副委員長 ここに書いたとおりです。国が支出できると言っているだけです。だから、東電がそうですよね、福島事故でね、出しているけれども。国が出す義務があるわけじゃないんですよ。

笹島委員 ないよね。超えたからそういうのを出すということだね。

副委員長 でも、多分少額だったら、国は出すでしょう。

笹島委員 もちろんね。

副委員長 だけれども、東海第二みたいなとんでもないことになったら、多分、福島事故と同規模の放射能放出だったら、多分10倍くらいの損害になると思うんですね。そうしたら、国は頬かむりするかもしれない。あとはめちゃくちゃ逃げるとか。でも、それは推測だから、いろいろ制度の文章でいうところのとおりです。

笹島委員 制度の文章で、超えた場合は国が援助するという……

副委員長 できると言っているだけです。

笹島委員 できるとね、「する」じゃなくて「できる」と。分かりました。

副委員長 ちなみにほとんどの場合、できるということは、ほかの世界では「する」ということとほぼ、ほぼですよ、完璧じゃなくて、同義なんですけれども、この場合はさっき言ったように事情があるので、あまり安易に解釈はできない。

委員長 そうすると、今度、質問主の方からのことをまとめますと、まずこの質問者は、最高裁判決を踏まえてということは、これ最高裁で出ているんですけど、この答えは、こうしなさいって。ないですよ。

副委員長 ゼロじゃないです。いくつか判決がある中で、最高裁の判決もあります。

委員長 そうしますと、踏まえての発言なのかということの趣旨なんですけれども、それについて、私たちの委員会としては、一般的な法的な制度としての説明をここに書くと、そのような内容でいいですよ。

副委員長 それで、もともとは原子力安全対策常任委員会に投げかけたんですけども、発言について聞かれていますから、私がしゃべったんです。だから、改めて趣旨は、最高裁の判決は関係なしに、今の法的枠組みでこうですという話ですということだけ、この中に書いてあるのはですね。私の最初の案には最高裁判決がどうのこうのとちょこっと書いたけれども、それは削ってもうこれでいいかなと思っています、私自身は。

委員長 いかがでしょうか、このような内容で。

笹島委員 これ何か、このホームページに意見を寄せた方というのは、最高裁判決を踏まえた発言、どんな判決があったんですか、これ。それはホームページに書いていなかった。

副委員長 書いていない。

笹島委員 勘違いってないですか、この意見をくれた人が。原発の件で最高裁の判決なんかありましたか。

副委員長 あります、ゼロじゃないです。

笹島委員 いやいや、そのありました、何か。何のことを言っているかよく分からないんですけども。最高裁までいくような判決って……

副委員長 あります、ゼロじゃないです。

笹島委員 いやいや、最高裁まで、その今言っていた責任免れない件に関してさ、最高裁までいくようなあれですか、そういう判決。何か私ちょっと覚えがないんですけども。

事務局長 幾つか判決あるかと思うんですけども、例えば2022年6月17日の最高裁判決になります。こちらについては、国の責任を認めないという判決を出しております。それなので、そここのところで責任を認めないという判決が出ているんですけども、副委員長のほうの発言で、国のほうが無限責任がありますとか……、国のほうじゃないですね、民間のほうに無限責任がありますとか、あとは国のほうで補償ができるというところが、するというふうに勘違いされたのかもしれませんが。その辺はちょっと分からないですけども、

その辺の最高裁判決では認めないとなっているにもかかわらず、そういうことができるというふうになっているのは、その最高裁判決のほうを踏まえた発言なんではないかというようにお話かなとは思いますが。

笹島委員 随分踏み込んだ意見言ってくるね。

事務局長 この方ですか。

笹島委員 うん。

委員長 これそうすると、回答というのは本人に直接回答なんですか、それとも紙面かホームページでの回答を予定するのかな。

笹島委員 ホームページじゃないですかね。直接誰だか分からないでしょう。分からないのに、意見を求めたね、市民のほうからのメールでしょう。

副委員長 分かるでしょう、メールアドレスは。

委員長 じゃメールに送るだけ。

次長補佐 はい。

笹島委員 分かっているんだ、メールで送ると言ったの。

次長補佐 そうです。ホームページにお問合せがありました。

笹島委員 ホームページでね。

次長補佐 回答はメールで送ります。

笹島委員 そうだね。それで終わりだ。

委員長 ということで、この案件は公にされることはなく、質問者本人にこの回答を送って完了ということになります。

副委員長 公にはしていますよ。

委員長 今はそうだけれどもね。

副委員長 彼らは守秘義務があるわけじゃないから、こういう返答があったというのは報告しても構わない。ただ、ホームページに大々的に載せるわけじゃないと。

委員長 そうですね。

笹島委員 大きな問題じゃないですけどもね。

副委員長 いやいや、ちょっと待ってください。大きな問題じゃないかどうかというのは別で、取り上げようによっては大きな問題ですね。さきの国の責任は認めないというのは、責任は認めないけれども、これはここで言う賠償することができるかと書いてあるんですよ、制度は。だから、何ていうのかな、そこは場合によっては非常に大事なことだと思います。

すみません、ちなみについてに言うと、例えば国が全く責任がなくて、それで、何も制度がない中で何かを助けるとなると、それは逆に批判の対象になりますよね。何で責任がないのにどこそこの電力会社助けるんだとかということになりかねないから、制度の枠として、こういうものがあるということは、何ていうのかな、何かのときに国が助けるために介入することができるようになっていると解釈していいかなと思います。

笹島委員 国会議員レベルの話。

(複数の発言あり)

副委員長 いや、ちょっとそれはまた違って、東海第二の再稼働をどうするかどうかに我々いづらか関わっているわけですね。そうしたら、例えば事故があつて大きな損害が出たときにどういうことが起こり得るかというのをある程度分かっているというのは、やはり原発に対する見方の影響がゼロじゃない。制度を決めているのは国かもしれないけれども、その中で我々がどう判断するかというのはまた別のお話で、無関係ということではない。別だけれども、無関係じゃない。だから、場合によっては我々が議会として、こんなんじゃ駄目だから、国が最後まで責任持つ義務とするとか意見書を上げるとか、国会で決めるとかねいうことだって、考えろという話が市民から出るかもしれませんよね。

だから、とにかくちょっと我々から離れたところの話だけれども、全く無関係では全然ないんだということを意識していただきたいと思います。

委員長 今話をまとめますと、例えばこの具体的に東海第二原発に関して、事故を起こした際には日本原電が無限の賠償責任を負うということが1つ目。2つ目は、その業者は保険に加入しているので、保険でも出ますよということ。3つ目は、それでも金額を超えた場合には国が援助を行うことができるということで、国が援助ができるということは、国にやはりね、意見書なり何なりを求め……、さっき副委員長が言ったようにそういうことも十分可能性としてありますよね。もしそんなようなことをやるならば、国は無制限の援助をしろという意見書もできるのかなというふうに思います。

じゃこのような内容で回答を出しますので、よろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 このような内容で質問者に対して答えを返したいと思います。

あと特に協議したいことございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ないようですので、本日の議題は全部終了いたしました。

以上で、原子力安全対策常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会(午前11時50分)

令和5年6月29日

那珂市議会 原子力安全対策常任委員会委員長 武藤 博光